

京大薬友会会則

第1章 会 名

第1条 本会は京大薬友会とする。

第2章 目 的

第2条 本会は会員相互の親睦を厚くし学識の向上を図ることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会の会員を分けて名誉会員、通常会員及び賛助会員とする。

第4条 名誉会員とは本会に功績ある者の中より役員会の議を経て総会において推薦された者をいう。

第5条 通常会員とは京都大学医学部薬学科及び薬学部職員・大学院学生及びかつてその職にあった者、卒業生、学生、並びに研究生をいう。その他京都大学医学部薬学科及び薬学部縁故ある者は役員会の議決によって通常会員となることができる。

第6条 賛助会員とは、名誉会員・通常会員以外で本会の主旨に賛同し、寄付その他の行為を為した者の中、役員会の承認を経た者をいう。

第4章 役 員

第7条 本会には会長1名、副会長1名及び委員若干名を置く。

第8条 会長は現または次期京都大学薬学部長が之に当り、本会の事務を総括するものとする。

第9条 副会長には前会長が之に当り、会長を補佐するものとする。

第10条 委員は卒業生、学生共、各学年、各学科より1名、大学院各学年より1名、其の他に総務、雑誌、運動各部の運営のため若干名の委員を会長が委嘱するものとする。

第11条 委員は2つの代表を兼ねる事ができない。

第12条 委員はいずれかの事業部に属し、庶務を司るものとする。その所属は役員会において決定する。

第13条 委員の任期は1年とする。但し重任は妨げない。

第14条 委員の委嘱は毎年1月に之を行う。

第15条 本会に、外部役員会を設置し、代表1名、理事数名、顧問1名は会長が指名する。

第16条 外部役員の任期は2年とし、重任は妨げない。

第5章 事 業

第17条 本会の事業を行うため次の部を置く。

(イ) 総務部 (ロ) 雑誌部 (ハ) 運動部

(ニ) 教養部 (ホ) 会計部

第18条 総務部は予算編成、企画、会計、連絡、その他を行う。雑誌部は名簿の編成、雑誌の発行、その他を行う。運動部は運動会、旅行、その他を行う。教養部は講演会、見学、学修支援、その他を行う。会計部は会計を行う。

第6章 会 議

第19条 会議を分けて総会及び役員会とする。

第20条 総会は必要に応じて、役員会の議をへて会長が之を

招集することができる。

第21条 会長は1月から3月の間に定例役員会を招集し、会計報告、新役員の委嘱、新会計年度における予算および事業案を審議決定、その他の協議報告を行うものとする。但し、会長は必要に応じて臨時役員会あるいは外部役員会を招集することができる。

第22条 役員会の成立は少なくとも全役員の3分の1以上が出席することを要す。

第23条 役員会の議決は出席役員の過半数を得なければならない。

第24条 役員会は、会計報告、予算案を会報紙上に報告するものとする。

第7章 会 費

第25条 名誉会員及び賛助会員よりは会費の徴収を行わない。

第26条 会員は会費を一括して支払うことにより永久会員としての資格を得る。会費は、満80歳未満の会員20,000円、満80歳以上の会員10,000円とする。単年度毎に会費を支払う場合は、通常会員1,000円、学生会員500円とする。但し、会費は名簿代金を含まない。

第8章 経 費

第27条 経費の支出科目は次の通りとする。

総務部費、雑誌部費、運動部費、教養部費、会計部費、予備費

各事業費は役員会の議を経なければ互いに流用する事はできない。

予備費の支出は役員会の議決を要する。

第28条 毎年度の事業費の決定は役員会の議をへて之を決定する。本会の会計年度は毎年1月1日にはじまり12月末に終る。

第9章 支 部

第29条 会員10名を越える地方は役員会の議決を経て支部を設ける事ができる。

第30条 支部は役員会の議決を経て支部費を受けることができる。

第10章 事業所

第31条 本会は事業所を、京都市左京区吉田下阿達町46-29 京都大学薬学部内に置く。

第11章 会則変更

第32条 本会の会則変更は役員会の議をへなければならない。役員会は会則の変更を会報に報告しなければならない。

会則の変更（令和5年6月27日臨時役員会決定）

- 第15条、第16条を追加した。
- 第15条、第16条で外部役員会の設置と役員の構成・任期を定義した。
- 第21条に外部役員会を追記した。